

平成 30 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 6 回 定 例 会 9 月 4 日 開 会
 9 月 19 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 30 年 9 月 7 日（金曜日）

第 6 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成30年9月7日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（15名）

1番	須藤清孝君	3番	佐藤雄一君
4番	千葉伸孝君	5番	後藤伸太郎君
6番	佐藤正明君	7番	及川幸子君
8番	村岡賢一君	9番	今野雄紀君
10番	高橋兼次君	11番	星喜美男君
12番	菅原辰雄君	13番	山内孝樹君
14番	後藤清喜君	15番	山内昇一君
16番	三浦清人君		

欠席議員（1名）

2番 倉橋誠司君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町 長 佐藤 仁 君

副町長	最知明広君
会計管理者兼出納室長	三浦清隆君
総務課長 兼危機管理課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
震災復興企画調整監	橋本貴宏君
管財課長	佐藤正文君
町民税務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君
環境対策課長	佐藤孝志君
農林水産課長	千葉啓君
商工観光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田中剛君
復興推進課長	男澤知樹君
総合支所長	佐久間三津也君
上下水道事業所長	阿部修治君
南三陸病院事務長	佐藤和則君
総務課長補佐 兼総務法令係長	岩淵武久君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	阿部俊光君
生涯学習課長	三浦勝美君

監査委員会部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	三浦浩君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋一清君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長	千葉啓君
------	------

事務局職員出席者

事務局 長 三 浦 浩
総務係 長 小 野 寛 和
兼議事調査係 長

議事日程 第4号

平成30年9月7日（金曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 98号 南三陸町塩水取配水施設設置及び管理条例制定について
- 第 3 議案第 99号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第100号 南三陸町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例制定について
- 第 5 議案第101号 南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第102号 南三陸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第103号 南三陸町役場庁舎建設基金条例を廃止する条例制定について
- 第 8 議案第104号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第105号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第106号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第107号 工事請負変更契約の締結について
- 第12 議案第108号 業務委託変更契約の締結について
- 第13 議案第109号 業務委託変更契約の締結について
- 第14 議案第110号 普通財産の無償貸付けについて
- 第15 議案第111号 普通財産の無償譲渡について
- 第16 議案第112号 普通財産の無償譲渡について
- 第17 議案第113号 普通財産の無償譲渡について
- 第18 議案第114号 普通財産の無償譲渡について
- 第19 議案第115号 普通財産の無償譲渡について

- 第 2 0 議案第 1 1 6 号 普通財産の無償譲渡について
 - 第 2 1 議案第 1 1 7 号 普通財産の無償譲渡について
 - 第 2 2 議案第 1 1 8 号 普通財産の無償譲渡について
 - 第 2 3 議案第 1 1 9 号 普通財産の無償譲渡について
 - 第 2 4 議案第 1 2 0 号 普通財産の無償譲渡について
 - 第 2 5 議案第 1 2 1 号 普通財産の無償譲渡について
 - 第 2 6 議案第 1 2 2 号 普通財産の無償譲渡について
 - 第 2 7 議案第 1 2 3 号 普通財産の無償譲渡について
 - 第 2 8 議案第 1 2 4 号 普通財産の無償譲渡について
 - 第 2 9 議案第 1 2 5 号 普通財産の無償譲渡について
 - 第 3 0 議案第 1 2 6 号 普通財産の無償譲渡について
 - 第 3 1 議案第 1 2 7 号 普通財産の無償譲渡について
 - 第 3 2 議案第 1 2 8 号 普通財産の無償譲渡について
 - 第 3 3 議案第 1 2 9 号 普通財産の無償譲渡について
 - 第 3 4 議案第 1 3 0 号 町道路線の認定について
 - 第 3 5 議案第 1 3 1 号 教育委員会委員の任命について
 - 第 3 6 議案第 1 3 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 - 第 3 7 議案第 1 3 3 号 平成 3 0 年度南三陸町一般会計補正予算 (第 3 号)
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 0 まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。

きょうは定例会、本日、4日目になります。一般質問も終わりました、今日から議案の審議になります。ひとつ活発なご意見を期待いたします。

ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席議員、2番倉橋誠司君、遅刻議員、7番及川幸子君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において10番高橋兼次君、11番星喜美男君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 議案第98号 南三陸町塩水取配水施設設置及び管理条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第2、議案第98号南三陸町塩水取配水施設設置及び管理条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第98号南三陸町塩水取配水施設設置及び管理条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、本町の水産業の活性化等を目的に塩水取配水施設を公の施設として設置するため、新たに定めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、議案第98号南三陸町塩水取配水施設設置及び管理条例制定についての細部説明をさせていただきます。

議案書（2冊の内1）の2ページ及び議案参考資料も同じく2ページをお開き願います。

内容につきましては、町では、まちびらき水産エリアに水産加工場誘致の復興交付金を活用して工場を整備しており、整備した加工場での1次処理に塩水を必要とするため、塩水取配水施設を町が政策的に誘導するまちびらき水産エリア及び旭ヶ浦志津川漁港敷地内に新設設置し、水産加工における1次処理での生産性向上を図るとともに、公の施設として条例に規定し、使用料につきましては、当該取配水施設の耐用年数に係るランニングコストを勘案し、その月における使用水量1立方メートル当たり税込38円とし、10月1日より施行したいとするものでございます。

なお、議案参考資料2ページの図面のとおり、塩水管の延長が869.47メートル、現状での施設利用可能箇所数は17カ所となっております。

ちなみに、現在、利用申込数は、まちびらき水産エリア4者、旭ヶ浦志津川漁港敷地内6者の計10者となっております。

以上、細部説明を終わらせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） おはようございます。

何点かお伺いしたいと思いますけれども、細部説明の中で新設ですというお話でしたが、震災前はなかったんでしたっけ。それをまず1点確認します。

使用料を徴収するための条例制定なのかなというのが大まかなところかなと思いますが、今まではどうしていたんでしょう。これは10月1日から使用が開始されるということでしょうか。

それと、志津川地区に整備されるということでのお話ですと、水産加工業の皆さんとかがお使いになると。戸倉とか歌津には必要ないんでしょうか。それが3点目。

もう一つ、使用料をこれから徴収していくということですが、いただいたお金は一般会計に入るという認識でよろしいでしょうか。4点、お伺いします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、ご質問の1点目、震災前はどうかだったのかというところでございますけれども、震災前につきましては、図面の志津川漁港敷地内に業者が3者、震

災前はございました。塩水に関しましては、1立方当たり30円という金額で料金を取っていたというところがございます。

使用料につきまして、そういうことで10月1日から取るのかということですが、今回、改めて復興交付金によって、水産加工場誘致の復興交付金ということで新たに設置しましたまちびらき水産ゾーンに設置しますので、今回、新たに10月1日から料金を発生させたいというところがございます。

志津川地区以外、戸倉、歌津に必要なのかというご質問でございますけれども、まだ各防潮堤の工事が終わっておりませんので、そういった環境を整えば、もしかするとそういった施設が必要になる場合もあるかもしれないんですけれども、とりあえず既存の水産加工場誘致という中で復興交付金で整備いたしましたので、まず第一弾として施設を利用するための基本となる条例を設定したいというところがございます。

使用料につきましては、議員ご質問のとおり一般会計に入るところでございます。

一番最初の震災前に関しましては、条例は設定はしておりませんでした。今回、なぜというところになるかなと思うんですけれども、今回、こういった復興交付金で新たに施設を整備するという中で、例えば、事業の継続性の担保ですとか、あとは施設の性格、あとは料金の根拠といったものをつまびらかにする必要があるといった中で、町の責任として安定した運営、あとは責任の明確化ということを勘案して、今回、適正な事務処理という中で条例を制定したというところがございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） じゃあ、1つずつ。震災前もあって、今回は大森地区ですか、まちびらき水産ゾーン、先行でまちびらきしましょうとあって、そこで加工の業者の皆さんを誘致しようということのお話をずっと今まで続けてまいりました。そっちまで塩水を引っ張っていくので、その分、管が長くなったんだろうと思います。それで値上がりしたのかなと思うんですけれども、塩水が相場変動して値段が上がるということはないと思いますので、震災前30円だったのがなぜ38円になったのかという根拠を明確にするためにも条例を制定したということですから、38円という値段の根拠をもう一度お示しいただければと思います。

それから、今までどうしていたのか、要は使っていたわけですよね。使っていなかったんでしょうか。10月1日からようやく最初の1滴が出るという話じゃないと思いますので、その料金は別の体系で徴収していて対応していたということなのか、今までは無料で使い放題でしたという話なのか、済みませんが、ちょっとご説明いただければと思います。

3点目、ほかの地区にということでは環境がまだ整っていないのではというお話でしたが、水産加工業者さんとか海の仕事をなさっている方というのはいらっしゃるわけですが、既に震災から復興して立ち上がって。そういった方々はご自分でとっておられるのか、ここの志津川で塩水を確保して運んでいっているのか、この2つのゾーン以外で使用する場合はどういう利用形態になっているのかということをもう一度詳しくお伺いします。

最後に、一般会計なんですかという話なんですけれども、条例の根拠として塩水取配水施設のみの使用料なのであれば特別会計という話もあり得るのかなと思いましたが、そこは一般会計で問題ないというお考え、そういう根拠があるということなののでしょうか、お伺いします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、38円の根拠でございますけれども、塩水取配水の耐用年数を30年といたします。そうすると、維持管理経費というのが1億3,500万円でございます。それに対して、現在使っている業者の実測の水量プラス今回新たに4者追加になりますので、その推計を合わせますと水量が、これが12万7,930立方でございます。これに30年を掛けます。さっき言いました1億3,500万円のランニングコスト割る実測の水量、そうすると35円、それに消費税を入れて38円という計算でございます。

続いて、今までの料金はどうしていたのかというところでございます。震災直後に関しましては、いち早く当町の基幹産業である水産産業を復旧させなければならないということで、国の震災復旧事業による仮設復旧を、震災前に対して仮設で仮の復旧を行いました。応急的な対応として、そういったポンプ、取配水管をそのまま使用したわけでございます。対象となる施設というのは、当時は中小機構で建てた仮設施設の水産加工業者、あとは仮設市場、あとは仮設の漁協のカキむき場、あとは民間の業者1者というところでございます。先ほど言いましたように、仮設で応急復旧したやつにしてございましたので、当時、ポンプがたびたびとまったり、あとは井戸が枯れたりしたということが多々ございまして、安定的な供給が正直できなかったということで、量水器はつけませんでした。したがって、料金はいただいているという状況でございます。

続きまして、ほかの地区に関する施設ということで、済みません、ちょっと私勘違いして、塩水取配水というような塩水を引き込む業者のための施設という、今回のようなゾーンを設けて整備して塩水を引っ張るという意味に捉えたんですけれども、そうではなくて塩水を引っ張るような、ただ管を延ばすような施設という意味でございますと、議員おっしゃるよう

に必要な業者ももしかするとあるかもしれませんが、実際、今回、まちびらき水産ゾーンを開設する際に、URでそういった塩水を使う業者を募って、今回、区画整理をしたという経緯がございますので、そこには今後、塩水を使うという業者が集まっているということで、それは全町的に調査したというところがございますので、これ以上の要望がなかったということだと思っております。塩水を使った施設というのは、あと商工団地にあるというところがございます。

一般会計に入れるという部分の中でございますけれども、水産振興費の中に維持管理も含めて予算化する予定でございますけれども、今回、徴収する使用料に関しましては、将来の更新時における負担というのも考えて、集まった料金の3分の1程度に関しましては、公共施設維持管理基金に積み立てるという予定でいるところがございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） じゃあ、3回目ですので、1点目の積算根拠に関しましてはわかりました。1つ、ちょっと心配だったのが消費税というお話がありましたので、上がると上がるのかなと。そのときはそのときなんだろうと思いますが、今、中で想定していることがあればお答えいただけますか。未来の話ですので答弁なくても結構です。

今までどうしていたのということでした。今まではそういった安定的に業者さんであるとか利用される方に供給できていなかったのが無料であったと。これからは安定的に供給できるからこそしっかり料金いただくということなんだろうと理解いたしました。わかりました。

ほかの地区に関してなんですけれども、ちょっとこの先、どういう利用形態があるのかということ、私も業者さんに詳しくお伺いしたわけではないのでちょっと知識が不足しているところもあるわけではございますけれども、ここから運ぶという話にもしなるのであれば、このゾーンの方にとっては、要は手元から出てくるわけです。そうではない地区にも、もし運ぶということになるのであれば、町内全域の水産業の振興を図るということは条例制定の主たる目的であろうと思っておりますから、条例の中でうたうのかどうかわかりませんが、輸送費であるとか保管するための何か施設の費用であるとか、そういったことにも多少なりとも補助を出していくという考えも1つあるのかなと思っておりますので、そういったことが可能なのか、そういったことは必要ないのか、実際にはそういう利用は想定していないのでないよということなのか、ちょっと最後に、その先の話をお伺いしたいと思います。

一般会計と特別会計という話なんですけれども、実は、漁業集落排水事業でも決算のたびにというか何度かお伺いしたことがあると思うんですけれども、特定の目的に使うものであれ

ば特別会計を用意してそこに入れましょうと。ただ、今回、別に一般会計ということですが、3分の1の利用料は基金に積み立てて大規模改修に使うんだというお話でしたけれども、同じような性質を持っているのかなと思うんです。こっちが一般会計でいいなら漁集も一般でいいんじゃないかというのが単純に思うんですけれども、その辺、見解をちょっとお伺いしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今後の料金に関しましては、現状は、料金の値上げというのは当面は考えていない。要は、料金の先ほどの根拠に関して、30年のランニングコスト、使用料で割っているという中で、例えば、業者がふえたからといってそう多くランニングコストがふえるということではないと思っておりますので、当面はこの料金でいくというところでございます。

例えば、他の地区に関して塩水を使いたい業者に塩水を運んだりという部分に関しては、現在のところ、そこまでは想定はしていないところでございます。

あと、特別会計ということでございますけれども、これも現状では一般会計でとりあえずやらせていただきたいというのはちょっとおかしいですけれども、状況を見ながら考えてはいきたいと思うんですけれども、実際、先ほどお話しした利用施設可能数が17カ所というお話をしましたけれども、これはあくまで現状で今管がつないである、要は空き区画、希望する区画につないである箇所が17カ所あるということでございます、施設の能力的にまだまだふやせる状況にはありますので、そういった意味で、現在はまだ10カ所ということの中で、一般会計でやらせていただきたいというところでございます。

○議長（三浦清人君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） 会計の関係でございますので、若干補足でちょっとお話しさせていただきますけれども、公共下水道とか漁集配の施設、あと上水道であれば、当然、公営企業の観点からいって特別会計で処理するのが、経理を明確にするということで非常によろしいかなとは思いますが、今回は恐らく会計処理を別にしても、最終的には理論的な会計である、普通会計の中にどうしても取り込まざるを得ないだろうと思っておりますので、やみくもに特会で処理することはかえって経理の煩雑を招くということもありますので、当分の間は一般会計の中で処理するのが一番ベターではないかなとは考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。

前者が大体詳しく聞いたので、私の質問的には素朴な質問をしたいと思います。

旭ヶ浦地区の市場前の場所の水産会社、当初は何社があつて、現在は何社なのか。

そして、あと塩水の関係がさつき出ていましたが、とりあえずは国の水産復興事業の中でそういったポンプを引っ張ったりとかそういった事業に関しては、補助金でもってお金は今までかからなかったと。そして、その辺も今までどうしていたのかなというのはちょっと私、疑問に思ったので、その辺は先ほどの答弁でわかりました。

今回、震災直後に何社あつて、その会社が現在何社で、そして水産業のまちびらきエリア、そこに何社移つたのか。これを教えてください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 旭ヶ浦の水産用地に当初何社だったのかというご質問でございます。平成7年に施設ができて、当初は1社でございます。塩水を使用する業者は1者で、その後に、合併直後にホタテの加工業者が1者でございます。あとはカキの業者が1者で、震災直前まではその3者だということでございます。

直後、エリアができた後に関しましては、志津川漁港の敷地内には、先ほどお話ししました中小機構の仮施設に3者入っておりますので、その後、カキの生産組合が2者ですので、既存の1者も含めて6者でございます。

まちびらき水産エリアに関しましては、現在、4者の利用予定があるというところでございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も把握している市場と今度できたまちびらきエリア、その中で1社は前に旭ヶ浦地区に仮設の工場を持っていて、その会社が水産業のまちびらきエリアに移つたというような感じを、ちょっと私も調べてみたんですけども、基本的に私が課長に聞いたのは、基本的に被災後に何社があそこで営業されて、今回、水産業のまちびらきエリアに何社建て、前の場所から何社がそちらに建てたのかということを知りたいんです。

そして、あともう一つ、まちびらきエリアが大森地区にあえてできたことによって、今回、塩水を引っ張るような町のこういった事業となつたのか、その辺だけ教えてください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まちびらき水産エリアに今回4者という話をしましたけれども、もともと志津川漁港敷地内に仮設も本設も含めてあつた会社も2社目ということでまちびらき水産エリアに建てておりますので、そういった意味ではまちびらき水産エリアに新たに建

てた、新たにという表現はおかしいかもしれませけれども、下の敷地内になくて建てた業者は1者でございます。ほかの3者は下の志津川漁港内の敷地内には前もあったと、2者目という意味でございます。

そういったことで、被災後の話で、済みません、2点目のご質問の趣旨がちょっと理解できなくてもしかすると見当違いなことを言うかもしれませんけれども、震災後の工場、水産加工場誘致のための復興交付金を利用してあそこに水産エリアということで水産加工場を誘致しましょうと。ただ、誘致する上で、塩水というのは当然必要な施設であるという認識のもとに塩水取配水施設を、既存もあったんですけれども、それは先ほどお話ししたように応急復旧でたびたびとまったり詰まったりするので、新たに869メートルを新設したというところ

です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 塩水のくみ上げのポンプの故障とか老朽化でもって、そういった状況があるので、今回、まちびらき水産エリアの新設もなったので、それでもって塩水の管を引いたという内容だと思います。

ただ、今、課長が話された中に、下の方の市場前にとりあえず会社も中小基盤機構で持っていて、その会社が第2工場としてこっこのまちびらきエリアに建てたというような感じの話でしたが、ことしも水ダコが不漁でというような形で水産業の問題は多々あると思うんです。果たして、2社を運営していただくだけの南三陸町に水産物の水族の水揚げをそれなりの仕事としてあるのか。各社がいろいろな知恵を絞って水産業の新しい発信、そして町外にもどんどん販売していると思いますので、今後、水産業者の状況がわかれば教えてください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今後の水産業者の参入があるのかということに関しましては、現状、議員お話しするように年々漁獲量というのは少なくなっているのが現状でございます。それに反比例するように魚価が高くなっているというところもございます。水産エリア、あとは誘致ゾーンに関しましては、町が政策的に誘導するという意味で今後とも町を挙げて誘致したいと考えておりますけれども、それがそういった需要と供給にマッチするののかというのはまた別問題としてありますけれども、そういった中では、あくまで今回、そういった新たな立派な施設をつくって何とか来ていただきたいというのが町のお願いというところがございます。

ただ、塩水を使わない水産業者もあります。そういった業者はこの場所に限らず、ほかの山

手に工場や倉庫を建てているという現状がございますので、余り悲観はしていないという言い方はおかしいですけれども、今後、何者ぐらいということは言えませんが、それなりの町として施設、あとは環境整備をしていきたいというのが現状でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） おはようございます。何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、まちびらきゾーン、現在、4カ所ということなんですけど、これは資料を見ますと10カ所までオーケーというあれがあるんですが、それで先ほど来、誘致のためという答弁がありました。それで、これからこのゾーンに業者がふえる見通しというか見込みがあるのかどうなのか、簡単に伺いたいと思います。

あと第2点目なんですけれども、漁港敷地内6者ということで現在使っている。そこで伺いたいのは、6者は多分、前の市場の向かい側のあたりだと思うんですけども、ただその中に仮設というか建物自体が仮設なのかどうなのか。そして、もし仮設での営業でしたら、どこか別の場所に本設を建てた場合、その仮設はいつまでというか、ずっと使い続けることができるものなのか伺いたいと思います。

最後、3点目なんですけれども、商工団地での塩水の利用というのは現在、何カ所なのか伺いたいと思います。実は、いつもお昼行くときに、プラザの入り口のところの角の加工屋さんが少しずつ機材剥がれていると思ったら移転したみたいなので、現在、何カ所あるのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まちびらき水産ゾーンの10カ所に関しましては、URでアンケートをとって、そこに塩水を使った施設を建てたいという方が希望した箇所です。区画整理しておりますので、それは近々埋まるという予定での解釈でよろしいと思います。

議員、お話あった前の仮設市場の前の施設、これは仮設施設でございます。中小機構でやっていた仮設施設。そのいつまでという部分に関しましては、この後、また条例が議案で出てきますので、商工観光課長から説明させていただきます。

あと、商工団地に塩水施設を使っている業者は何カ所かということに関しまして、ちょっと済みません、今、手元に資料がございませんので後ほど説明させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 魚市場前にある仮設の施設につきましては、この後の議案にあります普通財産の無償譲渡の中で、無償譲渡ということでございますので、現在使用してい

る事業者に譲渡していきたいということで、この後、ご審議いただくということでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） まず第1点目なんですけれども、10者見通しということで聞いたわけなんですけど、アンケートをとってやったということは、それなりに埋まる見込みはあるということで、ただ、その時期というかいつごろまでに埋まるのか、もしおわかりでしたら。

あと、敷地内の仮設については無償譲渡ということですが、じゃあ、この次の議案でも出るんでしたらその際に伺ってもいいんですが、漁港施設に限らず、例えば、普通の商店とかなんかも仮設を建てた場合も、それも同じような形になるのか、簡単に伺いたいと思います。あと、商工団地に関してまだわからないということなので。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） いろいろなのかというご質問ですが、済みません、私はアンケートとお話ししましたが、希望をとってそこに来たいという業者ですので、そういう遠い将来の話ではないと思いますけれども、済みません、これは、例えば、建設までの期間があるのか、そういった条件があるのかという部分はちょっと承知していないということですので、後ほど調べて説明させていただきます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それ以外の施設につきましても、今回、議案の番号でいいますと111号から129号までの間でご審議いただくということにしてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 皆さん、いろいろと聞きましたので、単純に使用料を算出する際の30年というのを見込んだのはどういう考えのもとから出てきたのか。海水使用するのに30年というのはちょっと長過ぎるんじゃないかなと。その間にいろいろトラブルとかいろいろ起きそうな感じもするんですけども、その辺あたりの考え方、そして38円でランニングコストが十分賄えるのかどうか。その辺、どのようになっていますか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 使用料算出に関しまして、30年の耐用年数の考えというご質問でございます。この耐用年数に関しましては、塩水の管路に関しまして耐用年数は実は40年でございます。ただ、塩水を使うということで30年にこちらで補正したというところでござ

います。実際の耐用年数は40年というところです。

38円に関してランニングコストは適正なのかというご質問でございましたけれども、先ほどお話したように、施設の建設費ではなくて全てランニングコストで割り戻した金額でございます。料金的にどうなのかという部分ですけれども、計算した結果、38円にはなりませんでしたけれども、これが要は、あす、あさつてに全部壊れたという場合は確かに足りません。しかしながら、年間38円で計算すると約500万円ぐらいの料金が上がる計算になりますので、そういった意味で先ほどお話したように公共施設の維持管理基金にある程度積み立てをして、更新時の準備をするという観点から適正な金額ではないかと考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 年間500万円、それはある程度の使用料が安定した際の打ち出した額だと思うんですが、それだけに使用料を設定してそれだけの収益が上がるとすれば、今までもやってきた経緯があるんですが、せめてろ過ぐらいはする考えはなかったわけですか。ろ過して供給すると、例えば30年を20年にするとかというような形で、その分でろ過施設、設備もしてですよ。最近はいろいろな方法があるから各業者がそれは担うとして、ろ過ぐらいはしてやってもよかったのかなと思うんですが、その考えはなかったですか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） ろ過施設のみならず、例えば、紫外線殺菌とかあれば確かにいいのかなという気もしますけれども、やはり恐らくですけれども、復興交付金を財源にしての復旧といいますか新設なんですけれども、そういった意味でなかなか既存は塩水の取配水という部分でしたので、それに付加してということはもしかすると考えられなかったのかなと考えます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 制度の壁みたいな答弁です。これはこれとして、今、こうして始まるということですから、後戻りする、またしてもらい必要もこれないかと思っておりますので、せめてそういう考えを持って精査してもらいたかったなど。

やはり、こういうものをこれからいろいろと提供していくので、今後の財政への心配もあるわけですから、一つ一つ負担が残らないような使用者の負担を考えてやっていくと。後々、町の負担にならないような、財源を圧迫するようなやり方をしないような方法でやっていくべきだなと感じておりますが、その辺あたりどうですか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 将来の財政負担という意味で、今回、新たに基金に積み立てるということで将来の負担の軽減に努めていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。

議案第98号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第99号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案第99号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第99号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、効率的な組織運営並びに災害出動における初動体制の充実を目的に、南三陸町行政組織条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（及川 明君） それでは、議案第99号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の3ページをお開き願いたいと思います。

本案につきましては、危機管理課を総務課に統合するための改正となっております。今回の改正は、第2次行政改革大綱におきます簡素合理化による組織の再構築として効率的な組織運営ということを目的に改正するものでございます。

統合の効果といたしましては、公共サービスの提供に一層の効率化が求められる状況下にお

きまして、土砂災害防止法における警戒態勢あるいは災害時における初動体制の充実が図られるものと考えております。

なお、本条例につきましては、平成30年10月1日から施行したいと考えております。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。よろしく申し上げます。

今回、危機管理課を総務課の中に加えるという感じの内容だとは思いますが、その組織編成に当たって、震災前は消防署員、志津川消防署の職員が町の総務課に入って危機管理部分というか消防の部分の扱っていたと。そして、震災後もその方が消防に関してのことをやっていて、そのときに危機管理課ができたと思うんです。しかしながら、防災センターが建設された時点で、危機管理課を2階に多分設置したと思うんですが、今後、新しく総務課にこれを組み入れるに当たって、現在、課長含めて4人の職員が危機管理課で働いていますが、人数的には今後総務課に危機管理課としての人員配置はどのような形で考えておりますか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） あくまでも今回は人員配置の条例ではございません。あくまでも有事の際の有効な組織体制を構築するといったような目的でございますので、その人員配置につきましては総務課長から回答させていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 人員配置ということでございますが、震災前にもおりました消防署から町の職員となって働いていた1名の職員、これはあくまで消防署職員ではなくて町の職員という身分の中で勤務いただいていたということでございますのでご理解いただきたいと思います。

それから、配置の人員につきましては、これから条例をご決定いただいた後に正式に検討することになると思っておりますが、総枠は決まっておりますので、それから年度の途中での異動でありますので、現有の人員を大きく変えてということは考えていないという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ちょっと私も質問の説明が多分悪かったと思うんですけれども、消防署

の署員が町の職員として入った、これは私もその部署に何回か行って話をしたこともあるので、その方と。そのときは、危機管理というよりも消防関係、あとは防災訓練とかそういった形の中で活動されていたと思うんです。震災後というのは、防災庁舎に危機管理課ができたにしても、基本的には震災後というのは町が全てを失い、その中でいろいろな事業が危機管理課の中にあっただと思うんです。そういったことで、確かに課長1人、それに職員、これは私は必要だったと思うんです。

そして、ある程度、町の復興が今8年目に入り10年目に入るところには、やっぱりそういった、今後の防災に関しては総務課でいいとは思いますが、ある程度復興事業も終わって仕事の的にはそんなにないのかなと。しかしながら、南三陸町は防災のまちということから観光の1つとして、防災旅行とかそういったこともあるので、防災職員、危機管理課職員という方の立場というのはいろいろなところで出てくるものかなと、活動できるものかなと思うんです。

だから、人員が今後、33年ですけれども、新しく役場職員が少なくなるということで、改編で人数を少なくするという形で果たしていいのかなという感じで私は不安に思いますが、先ほども総務課長が基本的には人数はある程度決まっていると、そういった状況の中で総務課職員がそれを兼務するのか、こういった危機管理課の仕事を。その辺だけ最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 議員おっしゃるとおり、津波の後もちろんさまざまな災害が現場において起きております。火災のほかにも土砂災害とか備えなければならぬ防災事項がふえていることは明らかでありまして、これに少ない職員体制の中で効率よく対応していくためには、危機管理の現場業務において必要とされる場合には、危機管理課の職員だけの対応はもちろんできませんので、町全体を挙げて職員が機動的に活動できるような組織機能が必要になってきているわけでございます。

そういったことから、まずもって課としての体制も総務課と一緒にすることで体制強化ということとあわせて、町全体の職員の動きも必要に合わせた訓練なども実施して対応していくように考えております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかにありませんか。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 庁舎内にいろいろ課があると思うんですけれども、危機管理課は一番なくしちゃいけないものなんじゃないかなと思うんです。ほかの課の皆さんの仕事が軽いと

言っているわけではなくて、行政職員の皆さんに町民が一番期待すること、お願いしたいことというのは、生命を守っていただきたい、安全な町であってほしいということが何においても一番上に来てしまうのではないかと思うんです。組織を改編したいと、危機管理課は総務課の中に置くと、総務の危機管理係になるということだと思っただけですけども、町民は不安に思わないでしょうか。

西日本で豪雨災害があつて台風21号の被害があつて北海道で地震があつて、日本のどこにいても安全なところはないよねと言っているところに、7年前に津波があつていろいろなものを失ったこの町の危機管理課がどうもなくなるらしいと、これは一体どういうことなんだろうと思わざるを得ないと思います。地震があつたり台風が来たりというのはたまたまそのタイミングということですからとりたてて言うことではないのかもしれませんが、今、提案理由の中では効率的な組織運営を図るため、また、いざというときにスムーズに動けるためというようなお話だったかと思ひます。

要は、危機管理課を総務課の中に置くことによって、明らかにこれほど効率的に業務が遂行できますと、町民の安全を守るためにこういういいことがあるんですということを具体的に事例を挙げてでもご説明いただかないと、単純に納得できる話ではないと思っておりますので、その点をもうちょっと、何でこういう経緯になったのかということをしつかりとご説明いただいて、これを聞いておられる町民の皆さんが、あ、じゃあより安心になったんだねと納得できる事例をぜひ示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 具体的な例ということでわかりやすい部分でいえば、例えば、火災が発生したと。危機管理課では複数名の職員は、まずは現場に調整もありますので赴くと。危機管理課のバックヤードに残っている職員は何名かといったときに、町民あるいは消防団から電話が相次いでかかってくる部分を、危機管理課の職員だけでは直接危機管理課の電話番号にかかってくるとなかなか対応し切れない。我々も気を回しつつ、そばにいる課であれば応援には行きます。ただ、実情がわからない状況の中で、なかなか我々も電話対応に苦慮すると。一度に起きた火災だったら火災が、1つの課の中で職員数が多いところで最初に共有できれば、電話対応につきましてもそういった形で住民に正しく情報伝達ができるといったメリットなどはあると思ひます。

目先の部分の名前という部分だけではなくて、そういった見えない部分のバックヤードの体制が初動のときにより迅速に充実されるといったようなメリットがまずは大きいのかなと思

います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ちょっと1点目は大きいところを聞きましたが、細かくお伺いしたいんですけども、今、せっかくご答弁いただきましたので、というと何ですかという話なんですけれども、危機管理課の職員に今まで仕事を大分押しつけていたんじゃないかというように聞こえる部分があるかなと。

要は、1つの課として現場に行ったり情報を整理したり町民の皆さんからの電話に対応したりということに、今までは危機管理課の、周りも協力はしているけれども、同じ課ではないので最初の情報共有が瞬時にはいかなかったと、それが総務課に置けば、総務課は今人数かなりいらっしゃいますから、そこで一気に一遍に共有できるということがメリットだということのようでございます。それは組織を改編してどうのこうのということよりも職員の皆さんの気持ちの持ちようといいますか、危機管理課じゃないから関係ないねという姿勢でいるのか、そうじゃないのかという話になってしまうんじゃないかなと思うんです。

名前が重要なのではないというお話でしたけれども、一番重要なことではないかもしれませんが、3番目か4番目ぐらいには大切なことだろうと思います。それを取って、今、年度の途中でという時期に組織を改編するということがどういう意味を持つのかということをも、もうちょっと深刻に考えたほうがいいんじゃないかなと思います。

それで、1つは消防施設、きのう、特別委員会も開きましたけれども、不適正な事務処理があったと。それについてのいろいろな処分であったり対応がございました。その後のタイミングで組織を改編しますということです。これは理由としてどちらが大きいだろうと。そういった事例があって今の体制のままでは町民の安全を守れないからという、今だからこそ不適正な事務処理があったから変えるんだということの理由が大きいのか、そうではなくて、それはそれとして1つ理由はあるかもしれないけれども、主たる目的ではないと、防災の能力を向上させるほう、将来的に、前回もちょっとお話ありましたけれども、職員の数は減らしていかなければいけないと、少ない人数で効率的に事務を回していくためにはこういった統合をこれからもしていかなければいけないということ、どちらの理由が大きいのかということ。

質問3回しかできないので最初に言っておきますけれども、何か不適切なことがあったから組織を変えるんだという話であれば、統合する可能性は非常に薄いと思います。今やる必要性が逆に希薄だろうと。将来的に効率的な事務をやらなきゃいけない、減らしていかなきゃ

いけない、改編していかなきゃいけないというのであれば、逆に今じゃなくていいでしょうと、新年度のほうがスムーズに組織改編がうまくいくんじゃないですかと思います。

この条例を提出する際に、1つ、3点目の質問としてお伺いしたいのは、全ての課において業務の見直しを行って再編について考えたのか、今回は危機管理課と総務課だけで限定して検討したのか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

あとは、1つ気になっているのは、職員の皆さんの士気の問題、統合していくことによって業務にしっかりと専念できる気持ちがつくれるかどうかということが一番大事だろうと思いますので、そこに対して年度途中で異動をかけるということが悪影響を及ぼさないでしょうかということについてもお答えいただきたいと思います。

それから、もう一つは、災害時の応援協定、南三陸町はさまざまな自治体と結んでおります。今までは危機管理課が担当していた部分というのがあると思うんですけれども、これは継続してしっかりと連絡体制、協力体制が今後も異動があっても維持できていくのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

初めに、農林水産課長から先ほどの答弁で保留した件について報告したいという申し入れがありましたので、許可いたします。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 先ほど、今野議員から商工団地に塩水を置いている業者の数ということでございます。現在は4者でございます。以上です。

○議長（三浦清人君） では、先ほどの後藤伸太郎議員の答弁から始まります。企画課長。

○企画課長（及川 明君） まず、組織の改編につきましては、先ほど説明でも行革の一環であるという位置づけを申し上げましたが、内情的に申しますと、総務課、企画課、危機管理課、そして会計部門を担う出納室まで含めて業務のスリム化を図っていこうというのが実は今年度の検討事項でございました。

そういった中で、今回、10月1日付ということで危機管理課をまず総務課に統合するという位置づけになったわけでございますけれども、そもそもが再編を目指そうという部分につきましては県内21町村のうち、本町を含む3町のみが危機管理という部分を特化した形で組織

立てしていると。最近の災害の状況を見ましても、危機管理課におけます土砂防止法の関係の警戒区域が100カ所以上ふえてきているといった中で、それを常に危機管理課だけの職員で常にそれを頭に入れながら防災対応という部分につきましては、当然、危機管理課だけではないんですが、非常にストレスに感じてあったということが、実は今回の不祥事の一端にもどうもなっているようだ。そういった部分を組織的に解決するのが、そういった検討事項ということではあったんですが、不祥事が出たという関係もありまして、それが引き金となって今回の10月1日にまずは当初予定していた危機管理課を総務課に統合するといったような部分が今回議案として出したということでございます。

それによって、危機管理課の職員につきましては、ある一定の有事になった際、しっかりとバックヤードが充実しているという観点からすれば、気持ち的にもストレスを抱え込むこともかなり軽減されるだろうということもでございます。総務課に位置づけされますと、今度、有事の際の人事面でも1人のいわゆる管理者のもとでほかの課の体制も含めて一度に動かすことが非常に楽になります。迅速化が図られるということで、このような統合というものを実は考えていたということでございます。

それと、統合が業務に悪影響という部分でございますけれども、総務課の部分に少し危機管理の部分が入りますと、総務課全体が少し荷重になるのかなといったような部分につきましては、先ほど申し上げましたが現在、検討しております当課あるいは関係部門の一部見直しも含めて、出納室まで含めて、今年度中に方向性を見出していきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 全ての課において見直しをかけたんですかということをお伺いして、それに対しての今答弁で、全庁的にということよりは、総務課、企画課、2階にいる皆さんといったらいいんですか、を中心に改編を考えていて、それがまず第1弾じゃないですけども、今のタイミングで危機管理課にどうも仕事がやっぱり重過ぎると。それがあつ種、先般の不祥事の引き金にもなった可能性もあるということを知消したいがゆえの改編であるというご説明でございました。

カウンターとして質問させていただきたいのは、端的に言えば、じゃあ何で危機管理課を分離させたんですかという話なんです。総務課にもともとあつて、ただ、南三陸町はいろいろ災害が多い、土砂の危険区域に指定されたのは余り昔の話ではないので一気に相当数ふえた。それも町村がやり方を変えたからなのであつて、急に土砂崩れの危険性がふえたというわけじゃなくて、もともと危険だったものがよく調べたらやっぱりここも危険だねといって

どんどんふえていったわけですから、一概にその仕事量がふえたということを非難はできないと思うんですけども、課として分離して独立していることによって小回りがきくと、大所帯になってしまうと動きが鈍くなってしまうんじゃないかという懸念もございます。今、まさにそっちに行こうとしているわけです。危機管理課を統合して総務課に入れることによって、支援体制、主として動く危機管理係の皆さんの業務は余り変わらない、今までどおりやっていただく。ただ、そのバックアップ体制が総務課の中に入ることでより強化されますよというご説明なんですけれども、大所帯になることで、かえって、これが誰がやるのと、これはあなたの仕事なの、私の仕事なのと煩雑になって、結果、災害に対して一番大事なのはいかに早く動くかということですから、そこが担保されなくなってしまうのではあっては、これは本末転倒ではないかと思しますので、そうではないんですよということをはっきりと示していただく必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

今回のような改編を唯々諾々と議会として認めてしまうということになると、どこかの課で問題が起こって何か処分があったりとか謝罪をしたりとかいうことになると、その課はどんどんほかの課に統合していきますよという話になるんですかという心配があるんです。防災体制の強化ということであれば、私は、先ほども申し上げましたが、年度が変わるタイミングで、その課だけの問題じゃないわけですから全庁的に見直して、ここに業務が滞る原因があったと、それを取り除くためにこことここを統合しよう、もしくは人員配置を変えようということを変えていくべきなんじゃないでしょうか、新年度のタイミングで。それを今変えるということは、やっぱり先般の不祥事が影響しているんだろうと感じざるを得ませんからということになると、何か問題を起こすと隣の課に吸収されるぞという気持ちになりはしないでしょうか。非常に少し乱暴な意見だということは自覚しておりますが、お答えいただかなければいけない部分だろうなと思います。

最後になりますけれども、町長にお伺いしたいんですが、先般、最初にも申し上げましたが、さまざまな自然災害があります。南三陸町でも災害を経験いたしました。町長は、前回、議会定例会が始まってからの一般質問への答弁などの中でも、町民一人一人が震災を風化させずに教訓として伝えていく責任、義務があるのではと、そういう町にしていこうというお気持ちを持っていらっしゃると思います。それが、ただ対外的には危機管理課が危機管理係にどうも降格されるらしいぞというニュースを町民が耳にしたときに、皆さんの安全は守られるんですよということをしっかりとご発言いただきたい。そのメッセージをこの議場で発していただく責任が町長にはあると思いますが、どのようにお考えでしょう。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 職員の人事にかかわる部分がありましたので私からお答えしますが、やはり仕事、それぞれ職員の気持ちに基づく部分が非常に大きいということは確かにございまして、議員おっしゃるような心配もないわけではないと思います。しかし、それがそのように弊害にならないように管理していくのが我々の立場での責務と思っております。

組織が大きくなることで動きが悪くなるという懸念については、これはそういったことが起きないようにしっかり組織管理してまいります。そのためにも役割としてですが、これまで危機管理課職員の最も大きなストレスとは何か。24時間365日、夜も土日の休日も災害があればいつでもすぐ勤務につける体制で生活をしなければならないと、当然といえば当然なんですけれども、しかしこれが少数の組織の人員となれば、もう職員の日常の生活が相当拘束されていくという中で勤務しております。何か災害が起きれば住民の方から役場にどんどん電話が問い合わせとして入ります。代行員の方では対応し切れないことは目に見えていますので、危機管理課の職員が一斉に役場に向かうわけですけれども、ここが組織的に小さいことの懸念といいますか心配が常に言われてきておりましたので、ここは総務課として組織体制の中でそういった不安を住民の方にはかけないような対応方法をとろうということで、情報収集から広報につなげる動きなどにもしっかり機敏に対応していきたいという考え方がそこにございます。

従来からそういった少ない職員体制での勤務であったために、職員をふやしてほしいという現場からの声というのが挙がっておりました。何も今回の事案があったから罰則的に吸収されるみたいな考えは全くございませんので、むしろ現場のそういった職員の数の上での日常のそういう危機対応が十分できない場合を心配する職員、現場の声にしっかり人事としても考えて対応していくという思いから今回の組織改編に至っているということでございまして、ぜひ町民の方々を含めてご理解を頂戴したいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的な考え方を申し上げさせていただきますと、危機管理という部分の名をとるか、実をとるかということだと私は思っておりますが、基本的に南三陸町の地域防災計画をごらんになったかと思いますが、毎年、修正を加えてございます。これは土砂災害危険区域はうちの町で指定するというのではなくて、県から、南三陸町はここが危険区

域という指定になります。この間の一般質問でもちょっとお話をさせていただきましたが、今90カ所前後がありまして、新年度になりますと今度は100カ所を超える分が追加認定ということになってまいります。そのたびに地域に出向いて行って、説明会を危機管理課の少人数でやらなきゃいけない。これがまた100カ所ふえてくる。そうすると、また業務量として非常に大きくなってきます。これはやっぱり避けなければいけないということが基本的にあります。そういった観点で行革の一環ということも当然ございます。そういった流れの中で今回のこういったご提案ということをさせていただきましたので、ひとつここはご理解いただければと思っております。

○議長（三浦清人君） いいですか。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） じゃあ、特段ご配慮いただきましたので手短に。

危機管理課という名前が役場の庁舎、南三陸町のホームページとか見たときに、組織図の中に載っているというのは、私はむしろ誇らしいことであつたと思っています。今、町長の名をとるか、実をとるかというお話でした。実が、改名することによってしっかりと行動ができるのかということなのであれば、納得まではいかずとも一定の理解は示せる部分かなと思います。同じように東日本大震災があつた被災した自治体とかでも危機管理の部分、防災の部分だけ切り離している自治体というのは、私も調べたらほとんどないんです。そういう意味で、逆にそこそが南三陸町のよりどころというか、しっかりと教訓を次代につないでいくんだという思いがあつた部分かなと思つたので、今回の提案は非常に寂しいものがあるというところです。

もう一つは、先ほども前者からご質問いただいたときに、人数は大きく変えないよということであれば、それこそ実を捨てて名をとっているといひますか、危機管理課の体制自身は大幅に増員するわけでもない、要は今までも同じように危機管理課の職員が初動体制に当たることは変わらないけれども、バックアップ体制は整うよということなのであれば、組織を変えなくたって総務課の人間がバックアップするときは行くんだよということを知れば済む話なんじゃないかなと思うんです。そこを組織の改編までしないとそういった体制にならないということのほうが構造的に問題があると思いますので、私は変わらず新年度までは総務課長が危機管理課長を兼任して、危機管理課の職員の皆さんは今までどおりの業務に当たっていただく、ただ仕事が重過ぎるところがある、だからそこはバックヤードとしては、課は違うけれども総務課が暫定的に、課長が兼任しているんだから、職員の皆さんも一緒にバックアップしましょうよという体制で半年いって、それで新年度に大きく変えるというほう

が私は望ましい姿なのではないかなと思いますので、それを最後に一言申し上げて、何かご意見があれば、反論があれば受け付けますので答弁いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 反論、副町長。

○副町長（最知明広君） もっともなご意見だと思います。町長が隣にいますので、実際は危機管理課を町長の肝いりでつくったということは、この前も町長が申しあげましたので、多分、今回は苦渋の決断をしてこういう組織改編になったと私も理解しております。

ただ、実際に、先ほどから何度も申し上げておりますが、危機管理課の今の人員の中で配備体制ということになりますと、例えばですが、台風が来るということになりますと、もう前の晩から泊まり込みになります。その足が遅い場合ですと、危機管理課の職員がそれをずっとそのまま24時間体制で自分の自席で守っていると、そういう状況が遅々として続きます。ですから、私も彼らの仕事ぶりを見ていますと、朝になりますともう非常に疲れているのがよくわかります。ただ、その間も全て職員も含めてずっとやはりそこで待機をしていなければならないという職務なんです。

そこで、バックアップ体制を今回強化するというのは、それが第一義でございます。であれば、総務課という大きい組織の中で何とかして交代要員もできますし、彼らのそういう精神的な苦痛も取り除けるということを考えて、今回は正直申しわけございませんが、苦渋の決断をしてこういう体制をとらせていただいたということですのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 私は、議案第99号、行政組織を改編するという議案に対して反対の立場から討論させていただきたいと思えます。

今、さんざん時間を使った後に大変恐縮ではございますけれども、年度途中での体制の変更というのは非常にイレギュラーなことであろうと思えます。こういった議案を審議する場合に、組織の改編が是か非かということ判断する場合に、定例会開始の冒頭、三浦議長がおっしゃっておられました。町民にとっていい影響を及ぼすのかどうかということに対して主眼を置いて議員は判断すべきだろうと思えます。その際、今、さまざま質疑させていただきましたが、私は、担当当該の職員の皆さんに対して士気の低下が起り得るということを懸

念いたします。

また、この先、職員の体制を大きく変えていくという必要があるということは私も認めるところでございますけれども、それならば、かえって4月の人事異動でしっかりと体制を整えられるところまで踏ん張って、しかるべきタイミングで変えるのが筋ではなかろうかと思えます。

もう一つは、今、いろいろ議論させていただいた中で、やはり組織を改編するということが町民の安全確保、危機対応能力が向上するとは、直結はしていないと、そう認めるに足る判断材料に乏しいのではないかと私は思います。

以上の理由から、私はこの議案には反対ということを表示させていただきます。議員各位の検討をよろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君が着席しております。

次に、本案に対し賛成討論の発言を許します。ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第99号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第100号 南三陸町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第100号南三陸町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第100号南三陸町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでありま

す。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、案第100号南三陸町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正案は議案書7ページ、それから新旧対照表は議案関係参考資料の4ページでございます。議案関係参考資料の4ページの新旧対照表でご説明させていただきますので、そちらをお開きいただきたいと思えます。

今回の一部改正は、所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、関係条例の一部を改正するものでございます。

法律改正の内容は、平成29年度税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われまして、控除対象配偶者の定義が改正されましたことから、下線部のとおり「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」とするものでございます。

具体的には、所得税の納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合については配偶者控除が適用されないこととなったため、従来の控除対象配偶者を同一生計配偶者として新たに定義するための改正になります。

なお、この改正を平成30年分以降の所得について適用されますことから、平成31年1月1日の施行とするものでございます。

以上、簡単ですけれども、説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑願います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第100号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第101号 南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第101号南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第101号南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、関係する厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、議案第101号南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、細部説明をさせていただきます。

本案は、ただいまの町長説明にもございましたとおり、家庭的保育事業等に係ります国の基準の一部改正を受けて行うものでございます。

具体的にどういったものがどのように変わるのかということでございますけれども、まず家庭的保育事業等ということで、これは総じて申し上げますと規模の小さい保育事業所ということになります。本町では、保育事業を行っているところは何者かございますけれども、事業所内保育として行っている1者がこのくりに該当いたします。

次に、何が変わるのかということでございますけれども、今回の改正では、大きく3つの点が改正されております。

1つ目は、代替保育に係る連携施設確保義務の緩和でございます。

議案関係参考資料6ページの下線部分をごらんいただきたいと思います。

現行基準におきましては、家庭的保育事業等を行う事業者は施設型給付を受けるいわゆる一定規模以上の保育を行っております事業所を連携施設として確保しなければならないという

義務を課せられております。改正案ではこれを緩和いたしまして、同程度の規模の事業所と連携することでも可といったものでございます。

次、2つ目でございます。2つ目は、自園調理に関する規定の猶予期間の延長ということでございます。

議案関係参考資料9ページの下線部分をごらんいただきたいと思います。

家庭的保育事業等につきましても、食事の提供につきましては、基本的に自園調理が義務づけられておりますけれども、このうち居宅で事業を行う事業者については、現行では5年間の猶予期間が設定されております。今回の改正では、自園調理に向けた努力義務は残しつつも、その猶予期間を10年に延長するというものでございます。

続いて、3つ目、これは食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大でございます。

議案関係参考資料、ちょっとお戻りになって申しわけございません、7ページの後段の下線部分をごらんいただきたいと思います。

現行基準におきましては、給食の外部からの搬入につきまして連携施設や同一法人内の医療福祉施設等からの搬入ということで限ってございましたけれども、今回の改正では、他の保育所等からの調理義務を受託している事業者からの外部搬入を可能とするということでの緩和を行っております。

なお、これらの改正につきましては、全て現行基準の緩和に係るものですので、施行日につきましては公布の日とさせていただきたいというものでございます。

以上、長くなりましたが、細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。1点だけお伺いします。

この改正は、給食が外部から入ってもいいですよという緩和と、あとは給食施設のないところは10年間据え置くから10年間のうちに考えてくださいということだと思われましても、それはそれといたしまして、現在、保育所の待機児童があるのか。そしてまた、待機児童をなくさないために、今、11月からになりますと募集やりますけれども、1子が産まれて次の2子がすぐ産まれたりすると、1人の母親で子供2人を見なきゃならない。下の子を、うちにて出産後、家庭で見るとなると、親がいるから就職していないから子供は預かれないというのが現状でございます。そうした中で、おじいちゃん、おばあちゃんがいる家庭はいいんですけれども、1人で乳飲み子を抱えながら上の子も保育するとなると、非常に本人のス

トレスがかかって大変でございます。その点を緩和する方法として、国の基準は親がうちにいけば見れないよというのが、建前がそうですけれども、そういうために入れにくい人たちが、途中から親がうちにいるとなるとうちで見なさいということになりますけれども、その辺をどのように今後やっていくのか。そして、それにより現在、待機児童が出てくるのかどうか、その辺を関連でお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 今、待機の数ということでご質問がございました。待機といえますか、今、入所申請をいただいて保留という扱いをさせていただいているお子さんが9名おります。保留といえますのは、結果としては今受け入れることができないということなんですけれども、原因は職員の数によります。施設については、この町は園が全て新しくなりましたので、一定量を受け入れられるものはあるんですけれども、どうしても職員の数によって受け入れを制限せざるを得ないという部分がございます。

これへの対策ということになりますけれども、後にご審議いただくことになろうかと思いますが、補正予算の中で臨時保育士の賃金を出させていただいております。ご可決いただいた後には、速やかに募集して職員を何とか充足させてまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいま9名の保留という説明を受けましたけれども、非常に重要な課題だと思います。住みやすいまち、子育てしやすいまちを掲げながら、なぜこのような保留の人たちが出てくるのか。それで、国は働け、働け、ギャップがあり過ぎると思うんです。こういうところを3月に採用しました。そのときに、なぜ、そういう不足が生じていながら臨時の保育士でも採用に至らなかったのか。それこそが政策ではないでしょうか。こういう保留の人たちがいなくて安心して子育てができますよという町にしていく、そこに目が向けられなかったのかどうか。今後のかかわりもありますので、補正でと言っていますけれども、去年の3月はどうだったのか。これは4月からの9名だと思われましても、その辺、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 説明が足りませんで申しわけございません。4月時点では充足しておりました。その後、保育所入所を希望される方がこれくらい出まして、何人か入所した方もいるんですけれども、それでも現在こういった状況だということですので、4月の

段階ではしっかりとした状況にあったということでご理解いただければと思っております。

○議長（三浦清人君） 関連質疑になるかと思うんですが、ちょっと距離があり過ぎますので、あとは決算でやっていただければと思います。

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第101号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時08分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

日程第6 議案第102号 南三陸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第102号南三陸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第102号南三陸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、関係する厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定

賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、議案第102号南三陸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、細部説明をさせていただきます。

本案は、ただいまの町長説明にもございましたとおり、指定居宅サービスに係る国の基準の一部改正を受けて行うものでございます。

議案書12ページ、議案関係参考資料11ページをお開きいただきたいと思います。

改正文にございますとおり、今回の改正では、介護支援専門員が居宅サービス計画において、国が定める回数以上の家事支援型訪問介護を行う場合には、あらかじめその必要性を市町村に届け出なければならないというものを制度化したものでございます。

これは行き過ぎた家事援助型の訪問介護の提供が利用者の自立支援を妨げるという考えから制度化されるものでございまして、どの程度がそれに当たるかと申しますと、国の基準によりますけれども、要介護1で1月当たり27回、要介護2で34回、要介護3で43回、要介護4で38回、要介護5で31回とされてございます。

参考までに本町の状況を申し上げますと、現在のところ、これに該当するケースはございません。

簡単ですが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点お伺いいたします。

今、基準が要介護1で27回ということなんですけれども、大概、今、ヘルパーを利用している方で、平均的でいいんですけれども、家事援助にした場合、週何回が普通なのか。これに該当する人がないというお話なんですけれども、今後の見込みなども考えなきゃならないので、現在の平均的に週何回利用しているのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 家事援助について、平均というのはその方の状況にもよりますのでなかなかそれはないんですけれども、本町の状況でご紹介できるとすれば、トータルで何回行っているかといいますと、家事だと1年間で177回訪問しております。これに対して、身体介護が3,122回ということですので、圧倒的に身体介護に係るホームヘルプが多いという

ようなことでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、なぜ聞いたかという、今後、団塊の世代の人たちが高齢者になっていく中で、施設入所ではなくて国では在宅という方向に切りかえてきております。そうした場合、こういう事業者をふやしていかなきゃならないのではないかなと思われるんですけども、ニーズも多くなると思うんです。今はないけれども、今、やはり規制をかけるという方向だと思うんですけども、そういうことを、これを改正案で持ってきた場合、当町にとって、そういう高齢者がこれからふえていく中で見据えていくには妥当なものとお考えかどうか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、今後、ニーズがふえるのではないかということかと思いますが、まず高齢者の人口で推計いたしますと、高齢者人口自体はどちらかという微減です。全体の人口が少なくなっていくので、将来的にもふえるということよりは、どちらかといえば横ばいということになるかと思っております。その中でニーズがふえるのではないかと、もちろんふえるかもしれないんですけども、例えば、発生する率というのが現在と変わらないのであれば、ほぼ横ばいで推移していくんだらうとは考えられると思います。

ただ、先ほども言いました全体のパイがもっと少なくなっていくので、支える側が少なくなるということから考えますと、将来に備えて提供する側の体制を整えていくというのは不断の努力としてやっていかなければならないものだなとは思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 家事援助よりも身体介護のほうが多くなっております。ということは、それを使わないような方策ということはやはり予防だと思いますので、同じ担当課ですので、元気老人をつくっていく方向に力を注いでいただき、努力していただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第102号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第103号 南三陸町役場庁舎建設基金条例を廃止する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第103号南三陸町役場庁舎建設基金条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第103号南三陸町役場庁舎建設基金条例を廃止する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、役場庁舎の建設が終了したことに伴い、南三陸町役場庁舎建設基金を廃止することとしたため、提案するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） ただいま、町長の提案理由にございましたとおり、本基金は庁舎建設に向けて震災以前から積み立ててきたものでございますが、震災で被災したため、歌津総合支所庁舎並びに歌津保健センター、それから歌津公民館、そして南三陸町役場本庁舎の建設に充てられ、施設が完成したことに伴い目的を達成し終えたことから、本基金を廃止したいために条例を制定するものでございます。

これまでの基金の積み立ての総額では、およそ9億3,000万円、これから庁舎建設等の費用に総額で7億7,700万円ほど使用いたしまして、残額1億5,600万円につきましては、この後、ご審議いただきます補正予算案の中で、公共施設維持管理基金に積み立てることをお諮りするものでございます。

以上、細部説明といたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）　じゃあ、1点だけ伺いたいと思います。

基金を廃止するという事だったんですけども、それでちなみに伺いたいのは、本庁舎初め支所、これまで建設費用は幾らかかってできたのか、それぞれ金額がおわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君）　それでは、施設別に申し上げます。本体工事に加えて駐車場などの周辺施設も含めた金額で申し上げさせていただきます。

南三陸町役場本庁舎につきましては20億5,000万円、歌津総合支所につきましては1億9,800万円、歌津保健センターの分で2億1,600万円。

○議長（三浦清人君）　総務課長、最初に支所は。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君）　総合支所は1億9,800万円、保健センターが2億1,600万円、公民館の分で3億5,700万円という内訳になってございます。総額では、28億2,200万円という金額でございます。

○議長（三浦清人君）　よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）　総額はわかったんですけども、1億5,000万円残ったといたらおかしいんですけども、その状況はどうして残ったのかだけ伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君）　震災復興予算が相当の金額充てられた関係で、町単の予算が少なくて済んだというような経過でございます。

○議長（三浦清人君）　今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）　では、復興予算以外の町で負担した分というのは幾らなのか、もしおわかりでしたら最後に伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君）　復興関係の予算はさまざま内訳ございますので、これらを除いて基金とそれから合併特例債を用いております。合併特例債は2億3,000万円、あと一般財源として1,200万円ほど別途予算をかけております。

○議長（三浦清人君）　ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　1点お伺いいたします。

1億5,600万円を補正で別な事業に使うということなんですけれども、例えば、これを取り崩して支払いは、これから30年度工事すると年度末の支払い、あるいは31年度で支払いとい

う可能性が出てくるかと思うんです、工事が終わりますと。その間、この1億5,000万円の積み立てをどのようにしていくのか。6カ月でもいいから定期に積むと利息が発生するかと思われまじけれども、そのようなお考えがあるかどうかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） 今回、補正予算で庁舎建設基金は全額取り崩して公共施設の維持管理基金に積み替えることとなりますので、予定では10月1日付で庁舎建設基金の預金を解約して、利子が多少なりともつくとは思いますが、それも加えて全額別の新しい公共施設の維持管理基金に積み替えるということでございますので、その経費をほかの経費に充てるということは、まずこれ考えてございません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） であれば、なおさら積み立てする場合、普通預金にしておくのか定期にするのかという考えです。お答えください。

○議長（三浦清人君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） 新しくつくった公共施設の維持管理基金につきましては、当面の間は取り崩す予定がないものでございますので、本年度に入りましてからも普通預金ではなくて、例えば、政府関係の債券運用とかそういった面に回しておりますので、具体的には大体10年債の債権を購入して利子の運用を図っていくと考えてございます。大体今の金利ですと0.25%ぐらいまで金利が上がってございますので、普通預金よりははるかに運用面においては効果があると考えております。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

○議長（三浦清人君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第103号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第104号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第104号工事請負契約の締結についてを議題といたしま

す。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第104号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成30年度南三陸病院南側駐車場整備工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第104号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料は12ページになりますのでお開きをお願いいたします。

工事名が、平成30年度南三陸病院南側駐車場整備工事でございます。

工事場所につきましては、志津川字沼田地内となっております。現在、職員の駐車場として使用している部分でございます。

工事概要につきましては、舗装工事を実施いたしまして駐車台数を200台確保するという内容となっております。概要につきましては記載のとおりとなっておりますのでごらんになっていただければと思います。

入札執行日につきましては、平成30年8月17日、制限付一般競争入札で執行してございます。入札方法は、平成30年7月20日に公告いたしまして記載の4者が入札に参加してございます。以下、入札状況につきましては7から13に記載のとおりとなっております。ご確認をお願いいたします。

工期でございますけれども、本契約締結日の翌日から平成31年2月28日としてございます。

13ページに仮契約書がございますのでご確認をお願いいたします。

14ページが計画平面図となっております。赤い線で囲っている部分が今回の工事区域になります。そこに200台分の区画線を引いて駐車場として整備するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。質疑願います。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） お伺いたします。舗装する駐車場の用途、こういった車をとまるのかというのは、今はどのように考えておられるでしょうか。

もう1点は、ヘリは着陸できますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 工事の工事名にありますとおり、通常時であれば職員の駐車場、現在、ベイサイドアリーナの駐車場を常時職員の駐車場として使用してございます。いずれ、復興事業が終われば本来の姿に戻さなければならないと考えてございますので、主に職員の駐車場ということで考えてございます。それと、議員の質問の中にありましたけれども、観光客の利用も土日であれば職員はおりませんので、そこについても利用が可能と考えてございます。

それから、ヘリポートでございますけれども、ヘリポートにつきましては航空法上、3つの種類がございます。俗にいう空港と場外離着陸場、それから緊急離着陸場というのがございます。近くに病院がございますので、ドクターヘリ等の利用を考えれば、場外の離着陸場というのが適切であるかと思いますが、この整備に多分億単位のお金がかかるということでございますので、緊急時離着陸場としての位置づけをすれば、航空法の施行規則の中で緊急医療用のヘリコプターの離着陸については特例として認められる規定がございますので、町とすれば条件を整えば緊急離着陸場としての指定を受けて、災害またはそういう救急患者がいたときはヘリポートとして使えるような手続をこれからしていければと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 200台ということなんですけれども、現在の職員のベイサイドにとまっている駐車場の使用台数、大体100台ぐらいと見ているんですけれども、現在、病院での患者さんが不足しているのは何台ぐらいなのか、そういう利用数を踏まえての200台だと思われまじけれども、金額も5,600万円と大きいんですけれども、ではベイサイドの今職員がとめている駐車場はどういうものに使われていくのか。

そしてまた、200台といいますとかなり広い面積になりますけれども、例えば、車どめをつけないとそこは広場として別な用途、お祭りかなんかでも使われる、車どめをつけるとそういうことができない、今、前者が申し上げたようにヘリも車どめが邪魔で降りられないという場面も出てくるかと思いますので、その辺を考慮しての設計なのかどうかお伺いたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現在は砂利敷きの使用をしてございます。私もそちらにとめておりますけれども、大体3分の1程度の利用状況かなと思ってございます。大きく駐車台数がふえるということではなくて微増でございます。ですので、きょう現在、ベイサイドアリーナに行きますと、ほぼほぼ満杯状態でございますので、復興事業が終わって本来の職員数になれば、200台あればそこに全て収容ができるものと考えてございます。

それから、車どめでございますけれども、工事概要をごらんになっていただければわかるんですが、工事概要の中に車どめという表記はしてございません。基本的に、多目的という用語弊がございまして、いずれ駐車場であっても多目的に使えるようにということで最低限の設備とさせていただいているところでございます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 職員の駐車場につきましては、今、ベイサイドアリーナの駐車場とそれから旧テニスコートの周辺、それからさらにその下の以前の志津川保健センターの駐車場を職員駐車場として使用しております。ベイサイドアリーナの駐車場につきましては、もともとベイサイドアリーナ利用者のための駐車場というところでありましたが、震災によって職員駐車場として転用しているというところでありまして、この駐車場が完成した折には、ベイサイドアリーナの駐車場はもとのベイサイドアリーナ利用者のための駐車場として戻すというところで、職員は今回の整備した駐車場にとめてそこを占有するという形をとりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、お伺いすると、車どめは図面上にはないということです。現在の職員の駐車場は我々もとめてはおりますけれども、車どめもついています。最近の駐車場という、やはり車どめも皆ついているんですけども、今言った祭りごとをするということとかにも使えるという多目的に使うという課長の答弁でしたけれども、やはりそういうふうな駐車場だけでなく広い用途に使われるという利用の方法ができる駐車場にさせていただけると町民のための駐車場にもなりますので、その辺を考えながら工事していただきたいと思います。以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。

1つだけちょっと聞きたいんですけども、病院南側ということで、今、こちらで進行にな

っているところだと思うんですけども、そこをアスファルト塗装して駐車場にすると。今後、議案が出てきたときに、病院職員の駐車場として利用するのかなと思っていたら、これまでの経緯を見ていると役場職員の駐車場も含めていると。そして、それとは離れるんですが、病院の現在の駐車場、基本的には病院に入って左側が患者さんとかあとは見舞いの方とかも駐車場になっています。そして、南三陸病院の南側ですか、あそこに透析患者の方とかあと病院職員の駐車場にもなっているとは思うんですが、こういった形で病院周辺の2カ所の駐車場が使われているのか、その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐藤和則君） 病院関連ということで私から答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおりでして病院前の駐車場は患者さんの駐車場、それから地下1階というか1段下がったところの南側の駐車場は透析患者さんの専用の駐車場と、あとは医師、職員が一部使わせていただいております。そのほか、今度整備予定の砂利の区画も六、七十台くらい病院の職員が現在も駐車場として使わせていただいているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 病院の近くということで、ほかに役場職員の皆さんが基本的にこの役場まであそこから歩いてくるという形のことを考えるとちょっと不便なのかなということも感じました。あと、ベイサイドアリーナの駐車場は、多くのイベントがあったときにベイサイドアリーナに来場する方の駐車場に今度変わっていくと。そして、あとテニスコートの跡地も基本的にテニスコートの利用の方向で今後あの場所が整備されると思うんですが、これまで役場職員が駐車場として使っていた場所は今後どんな活用をしていくのか、今の時点で決まっていることを教えてください。

保健センターの場所も今はそこに役場職員がとめていますが、ベイサイドアリーナとあとはテニスコート、あそこに仮設がいっぱい置いてありますが、今後、こういった形であの土地を有効利用していくつもりなのか、その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） どなたですか、答弁。

暫時休憩します。

午後1時38分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） テニスコート周辺にとめている職員駐車場分につきましては今回整備する駐車場に誘導するというところで、そのあいたところをテニスコートの利用等含めて生涯学習課等でこれからも検討するというところですし、その下の段の社会福祉法人に貸し付けているところにつきましては、新たな施設を整備するというところでありまして、今、仮設で置いている施設につきましては撤去されるという予定になっております。

それから、旧志津川保健センターの建物の前の駐車場につきましては、とりあえず今現在、建物自体は倉庫として活用しているというところもありまして、そういった車両が出入りできるように確保したいと。備蓄もその中にしていきたいと考えておりますので、そういった車両も入れるようにあけておきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） たしか全天候性のテニスコートだったと思います。そこで気仙沼・本吉地区のテニスの中体連の大会も開かれましたので、ということなら早々に整備して、そういった人が集まれる場所に、できれば整備してほしいと思います。

あと、今回の駐車場の経費5,000万円という金額ですが、これは復興交付金なのか、それだけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 財源でございますが、効果促進事業の予算を充て込んでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私もテニスコートと聞いてちょっと目が覚めたので、伺いたいのは財源についてなんですけれども、先ほど課長、効果促進ということだったんですが、実は今までの普通に聞いていて、私、寄附金じゃないかと思っていたんですが、以前、いただいた寄附金、病院関係のあれはもう全部使い切ったのかどうかだけ確認させていただきたいと思いません。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 病院の寄附金というご質問だと思いますが、病院建設に充てて使い切っております。（「わかりました」の声あり）

○議長（三浦清人君） ないようでありますので、質疑を終了いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第104号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第105号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第105号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第105号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年度町道長清水線外1路線道路災害復旧工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第105号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料は15ページになりますのでお開き願いたいと思います。

工事名につきましては、平成29年度町道長清水線外1路線道路災害復旧工事でございます。記載のとおり29年度の明許繰越で予算を使用するものでございます。

工事場所につきましては、戸倉字長清水地内でございます。長清水地区につきましては、現在、国道398号、それから長清水川のバック堤の工事がこれまでされてきてございました。このため、町道の復旧工事に関しましては、それらの工事が一定程度進捗しないと着手できないという事情がございましたので、これまで発注を控えていたものでございます。

工事概要でございますけれども、町道の復旧延長が2路線ございまして、2路線合わせまし

て403.6メートルとなっております。それぞれにつきましては下段に記載しているとおりでございます。

工事内容としましては、側溝の敷設が534メートル、それから舗装が1,650平米となっております。

入札執行日は平成30年8月17日、平成30年7月18日に入札公告をしたところ、記載の3者の応募がございました。

以下、7から13まで入札状況が記載されていますのでご確認をお願い申し上げます。

工期でございますけれども、契約締結日の翌日から平成31年3月20日としてございます。

16ページに仮契約書がございますのでご確認をお願い申し上げます。

17ページが平面図でございます。赤く着色した部分が町道長清水線でございます、244.9メートル、幅員が4.7メートルの町道でございます。それから、オレンジっぽい着色がございます。これが町道長清水下線でございます、延長が158.7メートル、幅員が3メートルとなっております。これらにつきまして、それぞれ災害復旧で復旧するものでございます。

この契約をもちまして、長清水地区の災害復旧に関する工事の発注は全て終了ということになります。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑願います。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点お伺いいたします。

この入札価格が、入札執行結果が4,900万円です。予定価格が4,927万8,000円と27万8,000円しかなくほとんど近い額なんですけれども、この入札の最高額は幾らだったのかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 最高額につきましては、ただいま資料を持ってございませんので大変申しわけありません。持っていないので、大変申しわけございませんが、答えることが不能でございます。大変申しわけございません。

○議長（三浦清人君） 今すぐにはわかりかねるそうですが、その額によつてのまた再質問という形になるんですか。

では、ここで暫時休憩いたします。再開は2時10分といたします。

午後1時50分 休憩

午後2時08分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変失礼いたしました。

長清水線外1路線の入札に関して最高額でございますけれども、5,250万円でございます。税抜きでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私、素朴な質問だったんです。何も難しい質問ではなかったんですけども、最高が5,250万円、これはここでいきますと300万円ぐらいの開きがあるのかなと思いましたが。なぜ質問したかといいますと、5,000万円の工事をするのに随分差が少ないのかな、素朴な質問なんです。

そこで、予定価格を決めたわけですが、今は簡単にソフトができて簡単に予定価格が出てきているみたいなんですけれども、それによって職員の手間暇が抑えられると思うんです。職員がいちいち設計とかそういうことまでしなくても、そういうソフトを使えば時短で出てくるということがあるのか、ないのか、その辺をお伺いします。職員に対する労力の荷重が抑えられるのかどうか。そこまでの波及効果があるのか、そういうシステムを使うことによって。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 掛け算と足し算と割り算ができれば計算はできるんですけども、そういう面では多分早いんだろうと思っています。ただ、基本的にはシステムを使いこなすための力量といいますか技量がないと使いこなせませんので、要は歩掛と申しますけれども、基準書がございます。それらを全てわかっている、それと現場もわかっている、じゃあこの現場にどの項目を適用するかということを考えながら一番効率的で一番安い価格を探す作業がございます。単純な計算であれば多分早いんですが、その辺がわかる人間がやって初めて効果があると考えておりますので、一概にどうかと言われてもなかなかお答えのしようがないんですが、一定程度の技術力がある人間であれば、昔、手書きで電卓ではじいたよりは、簡単とは申しませんが、はるかに早くできます。その分、逆にいうと精度を求められているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 復興事業が多いもので、もう当町は順調にきていますけれども、気仙沼市さんとか県の工事というのは、不調、不調で大分時間がかかっているきらいがあるんです。その点、当町は順調にきているので32年度までに工事が進むということなんですけれども、今の説明ですとそれを使う人、技術者が職員の中にいるのか、いないのか、最後になりますけれども、お願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 土木工学と申しますけれども、基本的には、別な言い方をすれば経験工学と言われているくらい、やはり現場での経験がないとなかなか対応ができないと言われてございます。そういう意味で我が町の、特にプロパー職員はどうかといわれますと、多分、年齢格差がすごくあって、50代の人と30代前後の人間と、中間でやれる人間が逆にいうと少ないと。その分を応援職員でカバーしていただいております。それが現状でございます。ですので、全てのことがやれる人間がいるかと言われると、やはり経験がない人間が何人いてもそれはできないということでございますので、基本的に積算部分については外部委託をして、それをチェックするような形でやらせていただいております。それがうちの町の現状ということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第105号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第106号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第106号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第106号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成30年度志津川地区震災復興祈念公園北側道路災害復旧工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案第106号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料は19ページになります。

工事名につきましては、平成30年度志津川地区震災復興祈念公園北側道路災害復旧工事でございます。

施工場所につきましては、志津川字廻館前地内外となっております。具体的に申し上げますと、震災復興祈念公園とJRの敷地に挟まれた部分にある町道の復旧工事でございます。この部分につきましては、まだ民地がそれぞれ点在しているということがございまして、それらの乗り入れを確保するために工事をするものでございます。

工事概要につきましては、主に盛り土と排水構造物、それと舗装となっております。復旧路線は3路線でございます。

入札執行日は平成30年8月17日でございます。

入札方法につきましては、制限付一般競争入札。

平成30年7月18日に入札公告をしております。その結果、記載の1者の申し込みがございました。

以下、入札状況につきましては、7から13に記載のとおりとなっております。

工期でございますけれども、本契約の締結日の翌日から平成31年3月15日となっております。

20ページに仮契約書がございますのでご確認をお願いします。

21ページ、航空写真に計画を載せたものでございます。1つは、復旧する町道につきましては赤で着色している部分でございます。1つ目が、町道汐見廻館前線、それから町道高校通線、町道駅前2号線の3路線でございます。それぞれの道路につきましては、車道幅員5.5メ

ートルを確保してございます。いわゆる2車線を確保したという状況でございます。

この中で、JR気仙沼線をアンダーパスがございました。これまで雨が降るたび水がたまって通行どめとさせていただいたところでございます。今回、JRとの協議の結果、現在あるボックスカルバートを解体、撤去し、路面を盛り土して雨水がたまるのを防止するというところで工事を進めたいと考えてございます。

22ページに図面がございます。非常に細々としてわかりづらいかと思うんですが、右はじの上カラーで書いている部分が現在工事をしていきます国道398号でございます。そこから乗り入れ道路として県側で施工している部分が続いてございまして、その続きの着色した部分が今回の工事場所となっております。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今回、祈念公園に接続する大きい道路、そしてこれが今、迂回路として観光客、そして地元の人たちが交通に混乱を来している場所だと思います。しかしながら、今回の整備を見ても、果たしてこの整備でもって町に来た人とかお隣に行く人たちの混乱がこれでクリアできるかという、なかなか私は難しいと思います。その辺は同僚議員も1回質問したことがあって、とりあえずこれからこういった道路の少しずつの整備だということを知っています。早急に道路の不便さを回避できるように町にはお願いしたいと思っています。

そういった中で、祈念公園とぶつかっている部分の道路がありますけれども、これというのは、私は以前、駐車場になるのかなという形の駐車場につながる道路かなと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

あと、気仙沼線、志津川駅前のあそこのガードを壊してあそこを通れるようにしたと。そして、その道路を整備すると。これはどういった目的の部分なのか、その辺、2つ教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1点目でございます。本当に一番下の右から左にいつている部分の道路でございますけれども、現況図に計画図を重ね合わせていますので公園部分が抜けているという状況でございます。公園部分は、議員ご指摘のとおり左下のちょっと緑といますか黒いちょっと太い線がございますけれども、その範囲が公園でございまして、真っすぐ行くと、ちょうど公園内に入ると駐車場につながると、接続するという位置になります。

それから、JRガードを解体する理由でございますけれども、震災前からあそこはアンダー

パスということで周りより低くなってございまして、雨が降るたびに水がたまるという状況でございました。震災後、地盤沈下したということでそれが顕著にあらわれまして、時間20ミリも降るとすぐ通行どめもしなきゃならないという状態がこの区間は続いてございました。1つは、高校への通学路ということで、これまでそういう状態になりますと生徒の皆さんは大きく迂回して高校に向かっていたという状況がございまして。それと、できる限り水がたまらないよう仮設で今かさ上げをしております。

その結果、実は車両を通行制限をかけてございまして。車両高3.2メートル以上の車は実は通れない状態が続いてございまして、かなり規制当初は、間違っ、実はマイクロバスが無理に通行しようとしてかなり大きく損傷したという事例も発生してございまして、いずれ復旧をすれば町道である以上、不特定多数の方が通行することが当然予想されますので、道路構造令で規定されている4.5メートルの高さは最低限確保しなければならないということの判断のもと、それを確保するためには現在あるボックスカルバートを解体し、そして盛り土をするということが最善の策であろうということで、今回、工事するものでございまして。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） やっぱり祈念公園の駐車場ということで接続になるのかなど。黒く薄い部分ということなので、ちょっと私も今把握できないんですけども、この道路がそういった方向で祈念公園とぶつかっていくと。そして、有効にこの道路を利用すると。

あと、気仙沼線沿いに道路が北側に今、赤い色で示してありますが、この赤い線の南側ですか、下に今後、気仙沼線ののり面と並行して道路が延びたりするのか。

あと、この図面を見る限りは、私は登米志津川線にぶつかっていくんじゃないかなど。そして、これを有効にできれば、志津川市街地、さんさん商店街周辺の渋滞を回避できるんじゃないかなど。そして、あと車の交通も一変するんじゃないかなど思うんですが、そういった考えは町にあるのか、お伺いします。

あと、志津川高校に高校生が志津川市街地の志津川駅からバスに乗ったりとかBRTに乗ったりとか、あと通学したりするとかの場合、ここがないとやっぱり今まで不便だったと。だから、志津川高校は基本的には通学バスが今来ていますけれども、高校生はクラブ活動だったり時間外の放課後の勉強があったりして時間が不規則に登下校があると思います。そういった中でも、この道路はもうとっくにつくって整備しなきゃいけない場所かなど思うんですけども、市街地の道路復興整備に当たって、なかなかこれまでこうなった原因が何かあるんでしたら教えてください。

あと、祈念公園の部分がここには色濃く出ているんですが、祈念公園の土地確保というのは、全て町で買い上げが終わったのか、これだけ教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回の道路復旧は、基本的には災害復旧事業でございますので、まずもって昔あった道路の復旧というのが大前提でございます。その中で、区画整理等があった新たな道路ができれば当然そこは廃工ということで工事をしないんですが、たまたまこの1画がそういう事業から区域外であるということがわかったのと、先ほど申したとおり個人の土地がまだ残っていると。そこの交通を確保するという意味合いで復旧するものでございます。

それで、議員ご質問がございましたこれを西に延ばして云々というお話でございますけれども、これについては災害復旧ではなくて別な道路改良工事に該当するものだと考えてございますし、また、いずれそうなれば、まずもって都市計画区域なので都市計画の変更を伴って、しなければならぬという状況でございます。現在のところ、その辺の計画がないのでこのままいかざるを得ないと考えてございます。

それから、おくれた要因といいますか、ここで発注の時期がなぜ今かというご質問だとは思いますが、基本的に災害復旧工事につきましては、今回、大規模な災害であるということで、実は地震については保留状態といいますか、新たな復興計画、復旧計画ができた段階で、それで再度審査を受けているという状況でございます。そのため、一定程度事業が確定しないと私のほうの町道復旧工事が先行してしまいますと、実は手戻りが発生する可能性がございます。そのため、他の復旧・復興工事を先行させていただいて、それらが確定した段階で工事を発注せざるを得なかったという事情がございますので、市街地についてはほぼほぼこれ以上の変更はないだろうという時期が今でございますので、今回の発注とさせていただきます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 最後のご質問、復興祈念公園の土地の確保についてのご質問でございました。約6.3ヘクタールの公園工事、現在、鋭意進めておりますが、全筆、全エリア全て土地の買収が完了しているかという問いに対しては、数件まだ未買収の土地がございます。この用地につきましては、現在、地権者様と用地取得に向けた話し合いを続けているというのが状況でございます。

ただ、祈念公園の工事につきましては、できるところからという言い方も変なんですけれど

も、盛り土、支障のないところとかから鋭意進めているというのが実態、実情でございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 祈念公園の中の土地ということで、まだ未買地があると、やっぱり未買地がある、まだ土地を結局町で買い上げていない中で、こういった形で図面となって計画が進んでいると。これは私は大問題だと思うんです。その人が最終的に土地を離さなかったら、今、南三陸町で祈念公園としてつくっている、もう大々的な観光の拠点がそこで計画を変えざるを得ないような状況になると私は思うんです。とりあえず、私たちの目にはとにかく順調に公園整備が進んでいるとしか、やっぱり町民も含め皆さんがそうとしか思っていない。

だから、地権者がまだ土地を離さなかったら、観光推進課、担当課なので、とりあえず会話に会話を重ねて、お互いに争うことなくやっぱりその辺は解決してほしい。これが争いになった場合に、ここの祈念公園に汚点的な部分が私は残ると思うんです。こんなことがあった土地だよと。だから、これはできれば町には回避してほしいと。とりあえず話話を抱えて、お互いに良案を出し合って納得できるような方法を考えてください。

あと、この工事が今になった理由ということで建設課長も話していましたが、あそこは前に、いろいろな土を置いたりとか、あとはセメントをつくったりするもの、土とか石とかそういったものが置いてあったから、工事がある程度完了した後の今回の工事だと思うんです。だから、これはこれまでも復興の段階を追ってやっと今ここに来たんだという説明でその辺は納得します。

ただ、市街地の渋滞緩和、これを真剣に考えてほしい。無理だからとか事業が別だからとか、やっぱりそれは観光で来る方、南三陸町に来る方、南三陸町民の方のための市街地の整備が中心だと思うんですけれども、祈念公園をつくる、さんさん商店街が有効に利用されるようにつくると言っている、逆に渋滞を生んだり、その緩和策を今何も考えないで町の方向性だけで実施している。これは違うと思うんです。やっぱり、まちづくり協議会の中でとりあえず決定したことかもしれませんが、これが町民の総意ということで町では必ずそれを出します、提案された後に。それは南三陸町全部の総意じゃないんです。まして、志津川地区の総意であって、歌津、入谷、戸倉の人たちがこれまた総意かという、私は違うと思います。

ですから、南三陸町全町のやっぱり地区民にそれをしっかり受けとめてもらってこの工事をしていくんだしたら納得しますけれども、今の状況の中でちょっと納得できない、今回のこ

の議案だと私は思っています。その辺、もうちょっと真剣に渋滞緩和策と色々な方法を講じていくのが私は町の役目だと思いますので、できればその辺、真剣に、未買地の土地も含めて、その辺、町にはお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 一般質問でも渋滞問題ございましたけれども、日常的に、いわゆる慢性的に毎日渋滞になるということであれば議員おっしゃるとおりだと思います。いずれイベント時、これはどこの場所でも同じだと思うんですが、イベントで渋滞はしないという行楽地は多分私はないんだろうと思っています。そこだけとって、渋滞しているので対策のために新しい道路を1本つくれと、なかなかこれは通りやすいような感じはしますけれども、まさに頻度はどのくらいですかという話になるかと思います。いずれ町の負担、つくった後の負担も当然ございますし、その辺をどう考えていくか。それは逆にいうと管理者側で真剣にまさに考えると、そこについては必要ないだろうと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 会話に会話を重ねてというお話でございます。当然、きょう、この場に至るまでも何度も何度も複数回、地権者様と当課だけではなくて町としてお願い、あとは要望とかご意見とかを丁寧に聞く機会を重ねてまいっております。町のあるべきスタンスといたしましては、任意買収というのがやはり求められるところと認識しておりますので、現在、工事続行中でございますが、できるだけ早く何とか買収できるように今後も努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

以前のガードを取り壊して高くして道路にするということで、そこはいいと思うんですけども、そこで伺いたいのは、JRの元線路というか駅だった部分は今後どうなるのか。

そして、この図面を見せていただくと、以前とは違って随分延びていてしっかり駅のところまで延びているようなので、壊れたJRの駅自体を、例えば、震災の傷跡のようにして残して利用していくという考えみたいなのは起きなかったのか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） JRの残っているといいですか、線路敷も含めてというお話かと思うんですが、いずれ町の所有物ではございませんので、今後、JRさんといろいろな場面で取り扱いについて協議する機会は多分出てくるんだろうなと思いますが、町として現在のと

ころ、ここの線路敷も含めてJRの使わない構造物も含めて遺産といいますか、そういった形で残すという計画は今のところは持ち合わせてはおりません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 課長の答弁でわかったんですけども、町長に伺いたいんですが、復興が進むにつれてほとんどきれいな状態になってくる中で、公園内を見ると防災庁舎は残るんですけども、そのほかの部分で傷跡みたいなものを残していくことにどのような考えというか、全部なくしてしまったほうがいいのかという思いなのか、将来的にリアルが残ることによって風化の防止というんですか、この町で住む人たちにとって、そういう効果がいっぱいあると思うので、そのこのところの町長の考えを伺いたいと思います。例えば、壊れた海岸沿いも危険がない限り、以前、残してほしいという思いも伝えた経緯がありますので、再度となりますが、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） JRの関係のお話をさせていただきますと、基本的にはあれはJRのものでございますから、うちでこうしたいという主体的にお話をするというわけにはなかなかいきませんが、壊れたものということで具体的なことで町に要望がございましたのは、まち協から来たのが松原の防潮堤です、ひっくり返ったやつ。あの防潮堤は残していただけないかというお話をいただいた経緯がございますが、今後、今のところはそのままになっているんですが、基本的にこれからどうするかについては、基本的には県が工事しますのでその辺の調整は必要かと思っております。

ただ、ご承知のように阪神淡路のときに海岸線ではメリケン波止場とよく言うんですが、あの場所を残しているんですが、非常に小さい少しの区間でございますので、そういう意味において、いわゆる波の脅威といいますかエネルギーといいますか、そういったものが目に見えるということについては、津波の脅威ということ伝える意味では、ある意味必要なのかなと思ってございますが、現時点としては、今のところは松原公園のところだけかなと思います。いずれどうなるかというのは、これからいろいろ検討、調整しながらということになると思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、町長の検討するという答弁いただきましたので、町とはこれ、もしその先の検討が望めるのであれば、先ほど、町長はJRの持ち物だという答弁だったんですが、これを買取るとか譲り受けるとかそういう交渉をしてまでも残して、公園内に組み入

れるとかしても、私はそれは1つの方策じゃないかと思うんですが、もう一步先に進めるかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 一般質問で今野議員から負の遺産にというお話もいただいて、果たしてJRのものを町で買い上げてどれぐらいの金額になるか正直わかりませんので、そういったものを購入するかどうかはともかくとして、どれぐらいの財源が必要なのかというのを含めて検討しなければ、軽々にここでお話しできるというわけにはいかないと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 工事の請負仮契約書の中に解体工事というのがあるんですが、何か別紙の資料があるんだろうと思うんですけども、内容は何を解体する、何に幾らぐらいかかるのか、その辺。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 解体するのはJRにあるボックスカルバートでございます。四角いトンネルみたいなやつが現在ありますけれども、それを全て取り壊すという工事が含まれてございます。取り壊した後に盛り土して、雨が降ったときに水がたまらないような状況にするという内容でございます。

金額は済みません、積算書を持ってきていませんので中身についてはわかりません。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） これで前の議案が全て載っているんですが。だから、これは参考資料として出すべきではないのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 積算資料でしょうか。（「ええ、別紙のとおりとなっている……」の声あり）別紙については、これは契約書の中に入っているものなので、もし相当だとすれば契約書を全て出さなきゃならないということと、それと金額については町のほうの金額ではなくて業者が積算した金額が書かれるようになってございますので、こちらとすれば特にお示しする内容とはなってございません。それで契約が拘束されるものではないので、特に今回は、これまでもそうですけれども、ここに関しては今まで添付はしてございません。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 業者が示した金額だろうとなんだらうと、全体の契約金額の中の何割ぐらいになっているのか、その辺あたり我々も知るべきだと思うんですけども、ただ、このよ

うに別紙のとおりだと、解体事業とかは幾らかかるのかわからないでいると、ちょっと何かすっきりしない感じがするんだけど。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ここに関しては、全ての契約書が別紙のとおりでございます。これだけではなくて前の病院の駐車場を見ていただくと分かるんですが、全て別紙のとおり。これまで震災後も震災前もそうですけれども、全て別紙のとおりという記載でさせていただきますし、それについてはこれまでも提出したことはございません。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時43分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 手元にご覧いただけますので、大変申しわけありません、休憩をお願いできればと思います

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、10日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後2時44分 延会